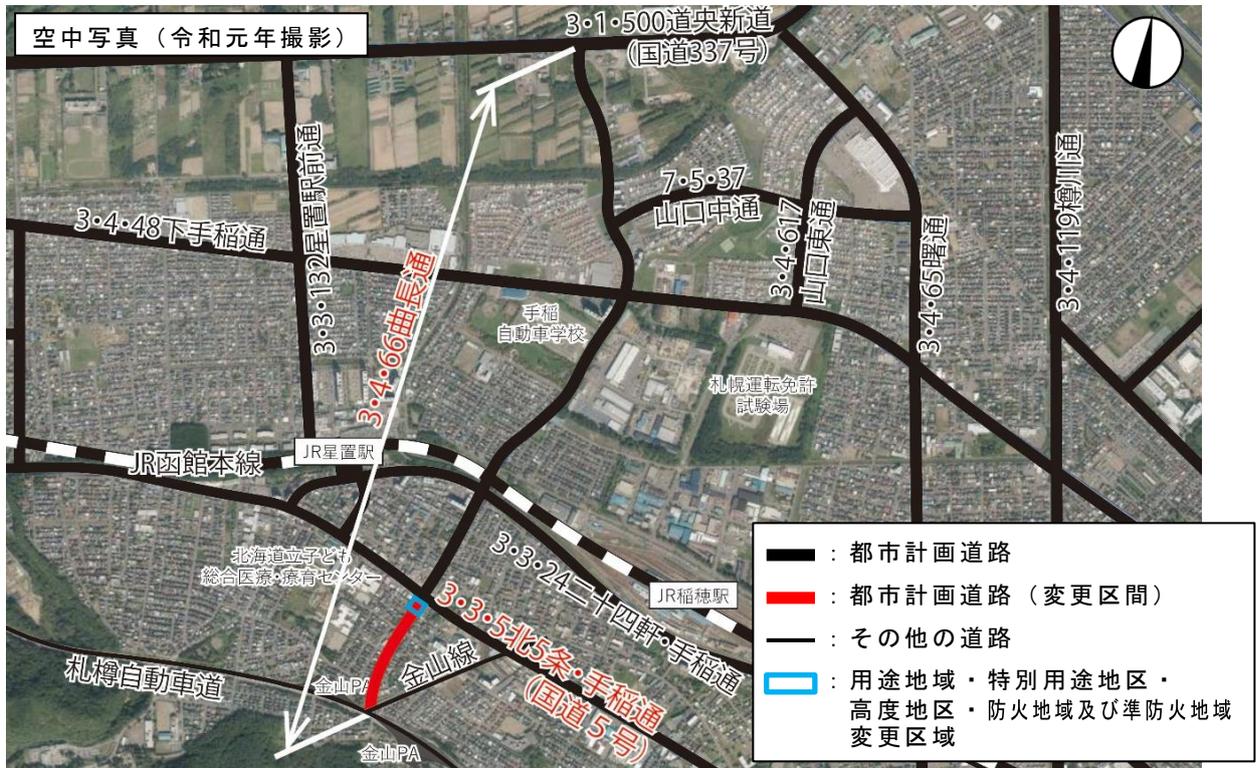


【曲長通関連】

都市計画道路の変更（3・4・66 曲長通ほか1路線）

用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更



1 都市計画変更の概要

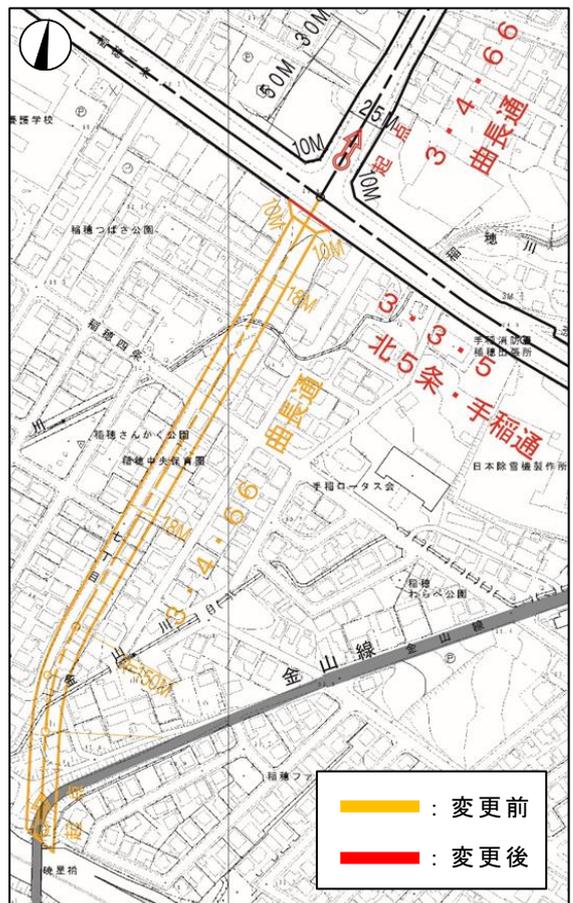
◆ 都市計画道路

【3・4・66 曲長通】

- 起点の変更：延長減約 420m
金山線～北5条・手稲通間（2車線、幅員 18m）の廃止に伴う起点の変更
- 車線の数の変更：2車線→4車線
2車線区間の廃止に伴い、延べ延長が最大となる車線数へ変更
- 幅員の変更：21m→20m
延べ延長が最大となる4車線区間の幅員へ変更

【3・3・5 北5条・手稲通】

- 一部区域の変更
曲長通の一部区間の廃止に伴い一部区域（隅切り）を変更する
- 車線の数の決定：4車線
現況の車線数と同じ
- 交差構造の変更
現在の都市計画の内容に合わせる



◆ 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域

○ 区域の変更

曲長通の起点の変更に伴い、区域の境界を曲長通の道路中心から市道稲穂3条7丁目1号線の道路中心に変更する。

○ 上記に伴う特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の指定

用途地域を第一種住居地域から準工業地域に変更する区域について、特別用途地区「大規模集客施設制限地区」を指定する。



【用途地域】



区域の変更
(近隣商業地域→準工業地域)

区域の変更
(第一種住居地域→準工業地域)

【特別用途地区】



区域の変更
(第三種小売店舗地区→大規模集客施設制限地区)

大規模集客施設制限地区の指定

【高度地区】



区域の変更
(18m 高度地区→33m 高度地区)

【防火地域及び準防火地域】



区域の変更
(準防火地域→指定なし)

2 都市計画変更の経緯と理由

- 本市では、平成 20 年 3 月に都市計画審議会の議論を経て「札幌市都市計画道路の見直し方針（以下、「見直し方針」という。）」を策定し、都市計画決定後、長期間整備が行われていない道路について、順次、都市計画の見直しを行っている。
- 曲長通のうち、今回の変更区間（金山線～北 5 条・手稲通間）については、都市計画決定から 20 年以上が経過しているが整備されておらず、今後も事業の実施予定がなく、さらに、主要幹線道路等ではないことから、都市計画の見直し対象となっている。
- 見直し方針に基づき検討を行った結果、当該地域周辺は、既に市街地が形成され、今後大規模な開発は見込まれないこと、また、周辺道路での混雑が見られず、現況の道路網で将来の交通需要に対応できることから、見直し対象区間について都市計画道路としての位置づけを廃止する。
- また、上記変更に合わせて、車線の数の変更及び幅員の変更を行う。

《曲長通の起点の変更に伴う都市計画の変更》

◆ 都市計画道路（北 5 条・手稲通）

曲長通の起点の変更に伴い、交差部における一部区域（隅切り）の変更、車線の数の決定及び交差の構造の変更を行う。

◆ 用途地域、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域

曲長通の起点の変更に伴い、区域の変更を行う。